

令和 8 年度 南国市立図書館要覧



令和 8 年 4 月 2 5 日 南国市立図書館 ごめんちあ 開館

南国市立図書館

目 次

1. 概 要	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 資料の状況	・ ・ ・ ・ ・ 5
3. 令和 7 年度利用状況	・ ・ ・ ・ ・ 6
4. 利用状況推移	・ ・ ・ ・ ・ 9
5. 令和 7 年度活動報告	・ ・ ・ ・ ・ 11
6. 令和 8 年度活動計画	・ ・ ・ ・ ・ 16
7. 令和 7 年度決算および令和 8 年度予算	・ ・ ・ ・ ・ 18
(参考)南国市立図書館設置条例	・ ・ ・ ・ ・ 19

I. 概 要

(I) 沿革

① 旧水道局庁舎時代

- 昭和 54 年 9 月 28 日、市制 20 周年（10 月 1 日）を記念して旧水道局庁舎（1 階
(1979 年) 247 m²）を改装して創設。開館時蔵書 8,510 冊。54 年度図書購入
予算 500 万円。
- 昭和 56 年 「第 13 回高知県図書館大会」を南国市社会福祉センターで開催。
県立図書館の子ども自動車文庫の利用開始。
白木谷、奈路両公民館へライトバンにて巡回図書を開始（隔月）。
- 昭和 57 年 入交好省氏のご遺志による 600 万円の寄付で入交文庫を開設。
- 昭和 58 年 土曜日午後開館時間延長開始。
- 昭和 61 年 5 名のボランティアで月 2 回の「お話教室」開始。
- 昭和 62 年 檜尾家からの 720 万円の寄附を元に、10 月から移動図書館「たちばな
号」の巡回開始。8 コース、58 ステーションを月 2 回巡回。
「子どもの本の読書会」開始（月 1 回）。
- 昭和 63 年 5 月、移動図書館巡回を月 1 回に変更、15 コース 73 ステーションに。
- 平成元年 「おはなし教室」月 2 回を毎週土曜日開催に変更。ボランティア 12 名
(1989 年)
- 平成 5 年 5 月、保育所等へストーリーテリング（おはなし会）の巡回開始。
図書館建物診断委託。「建物は非常に危険な状態であり、災害防止のため
閉館すべき」との診断結果が出る。
- 平成 6 年 4 月～6 月休館。

② 旧四国銀行時代

- 平成 6 年 7 月、旧四国銀行を借り受け移転開館。1 階 302 m²、2 階 162 m²。
(1994 年)
- 平成 8 年 7 月、図書館建設の展望について、市長と南国市立図書館協議会懇談。
10 月、「第 13 回子ども読書入門講座」（高知県図書館協会主催）大篠公
民館で開催。
- 平成 9 年 4 月、南国市立図書館建設基本構想検討委員会発足。
8 月、蔵書目録の電算化開始。
- 平成 10 年 2 月、検討委員会、「南国市立図書館建設基本構想」答申。
9 月、市長、「図書館は後免町再開発事業に組み入れ、再開発ビルの中に
立地」と表明（9 月定例議会）。

- 12 月、業務用インターネット開設。
- 平成 11 年 2 月、新規購入図書マーク作成業務委託。
3 月、「後免町再開発事業」都市計画決定。
- 平成 12 年 4 月、月曜日午後開館時間延長開始。
7 月、後免町再開発事業組合設立申請取り下げ。
- 平成 13 年 2 月、図書館玄関前スロープ設置。
3 月、後免町再開発事業見直しも（3 月議会市長発言）。
11 月、後免町再開発事業凍結。新館計画も凍結。
- 平成 14 年 3 月、市長、3 月議会にて「新図書館は今任期中（平成 15 年 12 月 23 日まで）に建設場所を決定したい」旨を表明。
9 月、併設の四国銀行 A T M コーナーの撤去に伴い児童コーナーを増設。
9 月、県の補助事業としてブックスタート事業を開始。
10 月、日曜開館開始。それに伴い月曜日を休館とする。
- 平成 15 年 4 月、開館時間を変更。平日 9 時～17 時を 10 時～18 時までに。
5 月、2 階書庫の一部を閲覧室に。
6 月、市長、6 月議会にて「新図書館建設は財政的に困難であり、移転も含めた他の方法を検討中」との答弁。
- 平成 16 年 6 月、市長、6 月議会冒頭にて「図書館は篠原の旧法務局出張所を整備、移転し来年 4 月開館に向け作業に入りたい」旨の行政報告。
10 月、法務局出張所跡の土地・建物を購入。
12 月、耐震診断の結果、移転延期。

③ 旧法務局時代（南国市篠原 1801－5）

- 平成 18 年 4 月 12 日、移転開館。
（2006 年） 9 月、指定管理者制度導入のため条例改正（9 月議会）。
12 月、指定管理者「特定非営利活動法人南国市文化とスポーツ振興 N P O」が候補に（12 月議会）。
- 平成 19 年 1 月、利用者用インターネット開設。
2 月、N P O が受託辞退。
3 月、図書館情報システム導入、運用開始。（富士通製システム）
- 平成 22 年 3 月、移動図書館車を更新し「たちばな 2 号」運行開始
- 平成 25 年 10 月、図書館情報システムを更新。インターネット予約を開始。
- 平成 27 年 4 月、県の補助事業で開始したブックスタートが終了、市単独事業として継続。
- 平成 29 年 3 月、「都市再生整備計画」において図書館を中心拠点誘導施設として位置づけ、規模拡大して移転整備することとなる。

- 平成 30 年 11 月、図書館情報システムを更新。利用者用 OPAC 端末が 1 台から 2 台に増加。また、書誌情報のシール印刷が可能になる。
- 令和 2 年 2 月、移動図書館の巡回を廃止。
- (2020 年) 3 月、南国市立図書館建設整備基本計画を策定。
- 令和 3 年 3 月、出張図書館（モデル事業）の開始。十市高齢者多世代交流プラザに月 1 回出張し、図書館サービスの提供を行う。
- 11 月、会場を J A 高知県十市支所へ変更。
- 令和 4 年 5 月 27 日、南国市立図書館建設整備事業について、土地収用法による県知事の事業認定がおりる。
- 10 月、出張図書館の会場を十市高齢者多世代交流プラザへ変更。
- 令和 5 年 11 月、図書館情報システムを更新。(NEC 製システムを採用)
- 南国市立図書館建設整備事業の用地買収完了、造成工事着手。
- 令和 6 年 3 月、南国市立図書館サービス計画を策定。
- 5 月、視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）へ施設・団体会員登録。
- 8 月 1 日、南国市立図書館建設整備事業の建設工事着手。
- 8 月 22 日、南国市立図書館利用規程、南国市立図書館読書バリアフリーサービス利用規程を制定。(10/1 施行)
- 10 月 1 日、読書バリアフリーサービスを開始。
- 令和 7 年 1 月、図書館ボランティアの募集開始。
- (図書館友の会は、令和 6 年 12 月末をもって活動終了)
- 11 月 28 日、南国市立図書館建設整備事業の建設工事竣工。
- 新図書館の愛称を公募し、選考を経て「ごめんちあ」に決定。
- 令和 8 年 1 月 30 日～4 月 24 日、新図書館への移転のため休館。

④ 現在の図書館

- 令和 8 年 4 月 25 日、新図書館開館。

(2) 施設

① 図書館建物

所在地 〒783-0002 高知県南国市駅前町 3 丁目 1 番 2 号
敷地面積 6,041.79 m²
延床面積 2,206.33 m²
建物構造 鉄骨造＋一部鉄筋コンクリート造、木造 2 階建
建築年 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日竣工
駐車場 60 台
駐輪場 約 70 台

② 利用案内

開館時間 火～日曜日 10:00～18:00
休館日 月曜、祝日、館内整理日（月曜を除く毎月最終平日）、年末年始
蔵書点検期間（2 月～3 月に 10 日間以内）
貸出冊数 1 人 10 冊まで
貸出期間 2 週間

③ 組織 （令和 8 年 4 月 1 日現在）

館長 1 名、職員 1 名、任期付職員（司書）1 名
会計年度任用職員（司書）7 名、会計年度任用職員（パート）3 名

④ 図書館協議会

南国市立図書館設置条例(令和 7 年 12 月 24 日条例第 32 号)第 23 条に基づく
10 名以内、任期 2 年

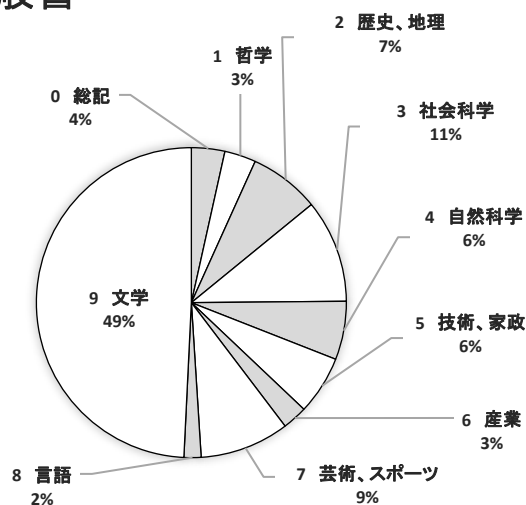
2. 資料の状況

令和8年3月31日現在

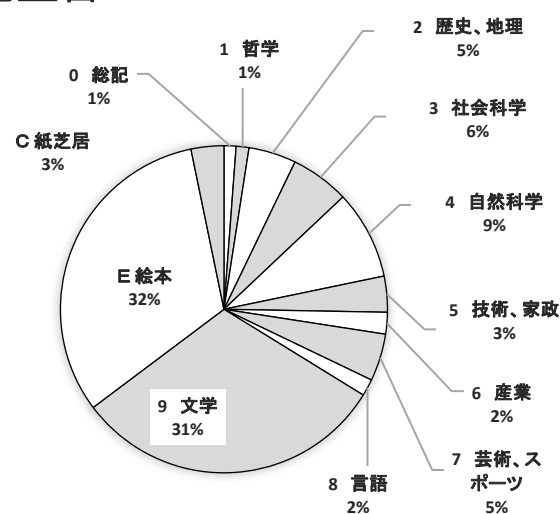
(1) 蔵書構成

	一般書	児童書	郷土資料	入交文庫	参考図書	合 計	うち当年度受入数
0 総記	2,234	453	487	205	300	3,679	144
1 哲学	2,104	483	145	70	24	2,826	151
2 歴史、地理	4,713	1,788	2,732	362	256	9,851	462
3 社会科学	6,902	2,210	2,374	326	319	12,131	709
4 自然科学	3,911	3,342	302	98	214	7,867	379
5 技術、家政	3,928	1,352	472	44	42	5,838	285
6 産業	1,664	818	432	75	97	3,086	162
7 芸術、スポーツ	5,984	1,779	839	20	73	8,695	393
8 言語	1,143	636	128	35	267	2,209	334
9 文学	31,594	11,786	3,396	533	54	47,363	1,346
絵本	0	12,184	66	0	0	12,250	242
紙芝居等	0	1,233	2	0	0	1,235	46
合 計	64,177	38,064	11,375	1,768	1,646	117,030	4,653

一般書



児童書



資料の受入・除籍（雑誌等を除く）

年間受入冊数	4,653冊
（うち購入冊数）	3,561冊
年間除籍冊数	373冊
年間増加冊数	4,280冊

資料の種類

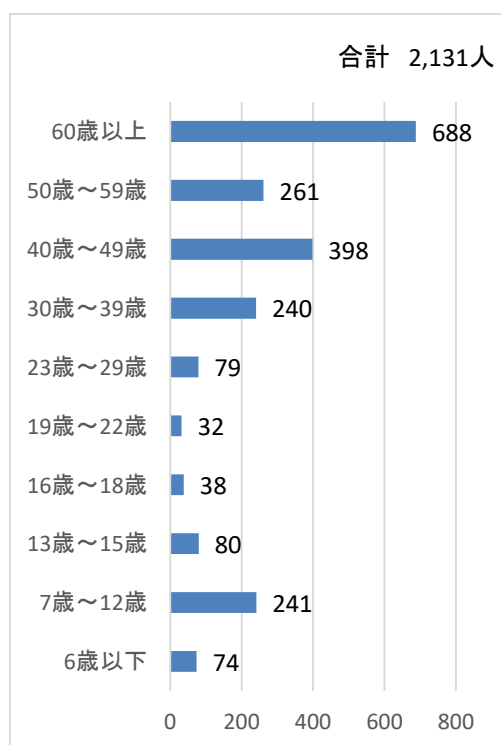
図書	117,030 冊
視聴覚資料	582 点
雑誌	74 タイトル
新聞	11 種

3. 令和7年度利用状況

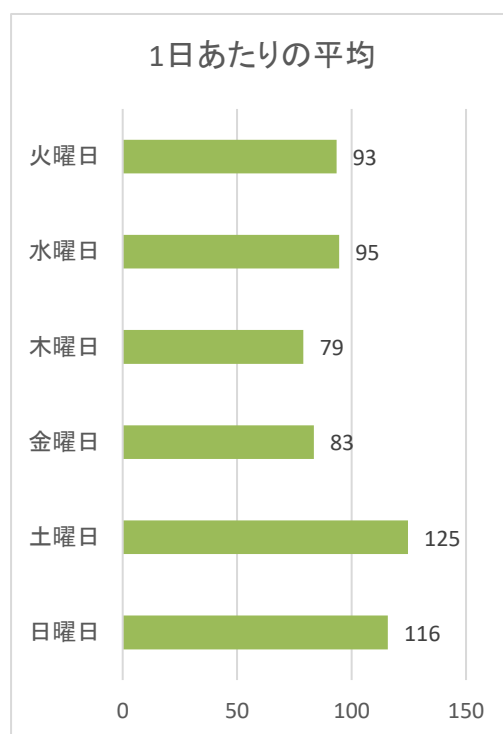
(1) 来館者数、利用者数、貸出点数

	来館者数	個人		団体		開館日数
		貸出利用者数	貸出点数	貸出利用数	貸出点数	
4月	2,362	2,257	8,195	65	618	24
5月	2,363	2,407	8,522	73	686	23
6月	2,464	2,313	8,443	75	622	24
7月	2,996	2,443	8,937	59	589	26
8月	3,281	2,718	9,944	59	617	26
9月	2,483	2,363	8,286	72	606	23
10月	2,765	2,525	8,527	56	596	26
11月	2,629	2,379	8,032	48	665	24
12月	2,198	2,102	7,405	23	155	23
1月	2,192	1,971	10,147	27	252	22
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
合 計	25,733	23,478	86,438	557	5,406	241
1日平均	107	97	359	2	22	

(2) 年齢層別貸出実人数



(3) 曜日別貸出利用人数

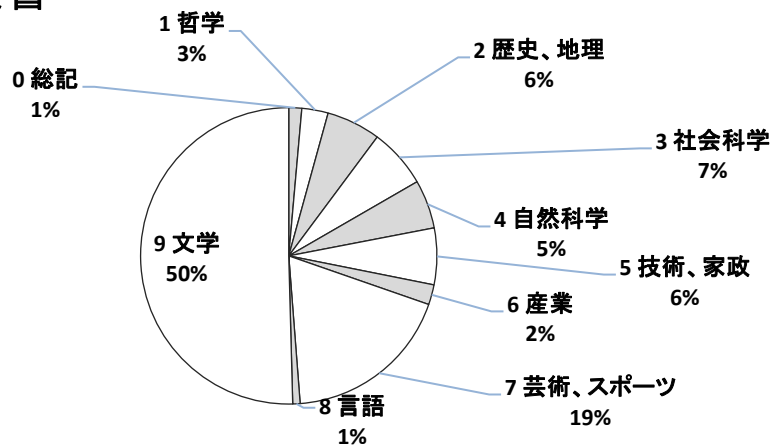


(4) 分類別貸出状況

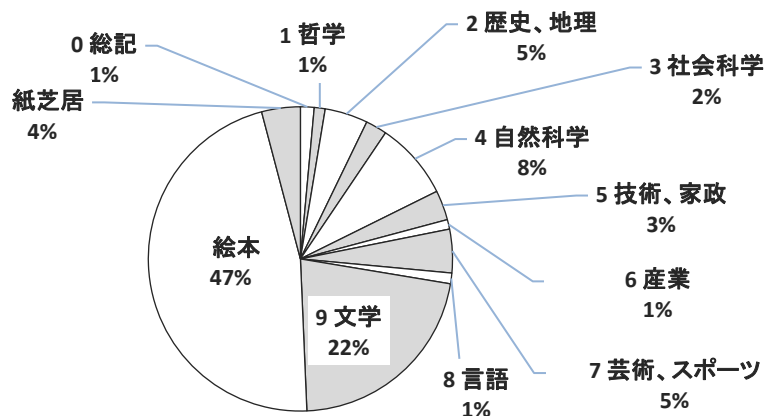
	一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料
0 総記	626	582		
1 哲学	1,270	465		
2 歴史、地理	2,612	1,830		
3 社会科学	2,866	908		
4 自然科学	2,347	3,295		
5 技術、家政	2,731	1,265		
6 産業	963	407		
7 芸術、スポーツ	8,163	1,853		
8 言語	356	455		
9 文学	22,311	8,690		
絵本		18,647		
紙芝居		1,645		
合 計	44,245	40,042	5,189	60

※相互貸借資料の貸出を含まない。

一般書



児童書



(5) レファレンス、予約、リクエスト

① レファレンス (*1)

	件
レファレンス (個人)	46
レファレンス (保育学校支援図書貸出事業、団体への選書貸出)	15
クイックレファレンス (簡易な回答、書架へ案内、書庫・新聞出納)	656
合 計	717

② 予約

	件
予約	4,625
うちWeb予約	1,419

③ リクエスト (*2)

	件
購入	229
相互貸借 (*3)	1,010
キャンセル	49
本人キャンセル	4
合 計	1,292

(6) 相互貸借

	冊	
	貸 出	借 受
オーテピア高知図書館	3	852
オーテピア高知図書館 (県移動バス)		609
オーテピア高知図書館 (企画展示用)		130
県内市町村図書館・大学図書館	167	145
こうち男女共同参画センターソーレ		100
県外図書館	5	13
合 計	175	1,849

オーテピア高知図書館 個人返却冊数 (*4)	4,991
------------------------	-------

*1 レファレンス … 利用者の問い合わせに応じ、図書館資料等に基づいて回答すること。

*2 リクエスト … 利用者の希望する資料がなければ購入を検討する。

購入しない (できない) 場合、他の図書館から借りるなどして、資料の提供に努める。

*3 相互貸借 … 所蔵のない資料を他館から借受けしたり、自館資料を貸出したりすること。

*4 個人返却 … 利用者がオーテピア高知図書館で借りた図書を当館を通して返却すること。

4. 利用状況推移

	開館日数	本 館			移動図書館		登録者数	貸出点数	1日当たり の来館者数	1日当たり の貸出数
		登録者数	来館者数	貸出点数	登録者数	貸出点数	計	計		
昭和54年度	141	722	7,033	9,872	-	-	722	9,872	50	70
昭和55年度	278	1,066	16,891	26,335	-	-	1,066	26,335	61	95
昭和56年度	275	1,128	20,088	32,594	-	-	1,128	32,594	73	119
昭和57年度	276	1,411	20,487	37,258	-	-	1,411	37,258	74	135
昭和58年度	278	1,287	22,187	43,346	-	-	1,287	43,346	80	156
昭和59年度	276	1,605	24,032	51,272	-	-	1,605	51,272	87	186
昭和60年度	281	1,780	26,952	58,018	-	-	1,780	58,018	96	206
昭和61年度	278	1,901	24,265	58,058	-	-	1,901	58,058	87	209
昭和62年度	286	1,470	24,572	63,948	1,421	26,256	2,891	90,204	86	315
昭和63年度	274	1,728	25,143	62,620	656	42,563	2,384	105,183	92	384
平成元年度	283	1,611	25,669	60,426	541	37,754	2,152	98,180	91	347
平成2年度	272	1,762	22,055	60,595	427	34,378	2,189	94,973	81	349
平成3年度	275	1,628	26,157	68,793	360	33,616	1,988	102,409	95	372
平成4年度	276	1,783	24,563	70,434	900	31,649	2,683	102,083	89	370
平成5年度	277	1,810	25,927	70,022	617	28,369	2,427	98,391	94	355
平成6年度	199	2,001	23,950	55,609	512	21,887	2,513	77,496	120	389
平成7年度	272	1,704	30,617	73,785	640	25,234	2,344	99,019	113	364
平成8年度	272	1,789	30,811	73,295	448	26,224	2,217	99,519	113	366
平成9年度	274	1,646	28,539	71,065	367	27,929	2,013	98,994	104	361
平成10年度	275	1,830	30,589	72,522	136	25,095	1,966	97,617	111	355
平成11年度	274	2,085	30,754	72,448	133	26,565	2,218	99,013	112	361
平成12年度	273	2,189	26,153	74,816	128	27,895	2,317	102,711	96	376
平成13年度	274	1,975	25,329	71,649	83	30,095	2,058	101,744	92	371
平成14年度	273	2,027	29,049	72,288	279	28,636	2,306	100,924	106	370
平成15年度	274	2,058	35,194	77,703	176	28,178	2,234	105,881	128	386
平成16年度	276	1,659	33,243	74,467	139	29,612	1,798	104,079	120	377
平成17年度	269	1,309	23,145	70,857	98	34,162	1,407	105,019	86	390
平成18年度	266	3,549	40,792	113,524	501	26,840	4,050	140,364	153	528
平成19年度	274			129,388		27,730	3,930	157,118		573
平成20年度	278			130,536		30,404	5,175	160,940		579
平成21年度	276			128,084		28,827	6,266	156,911		569
平成22年度	279	6,875	39,468	132,945	465	28,428	7,340	161,373	141	578
平成23年度	281	7,395	39,682	132,113	433	26,815	7,828	158,928	141	566
平成24年度	281	8,162	42,698	133,350	463	30,174	8,625	163,524	152	582
平成25年度	275	9,497	38,541	130,908	519	29,529	9,393	160,437	140	583
平成26年度	281	9,942	40,784	133,236	604	29,161	10,546	162,397	145	578
平成27年度	280	11,582	44,362	139,129	656	26,266	12,238	165,395	158	591
平成28年度	280	12,418	40,312	133,151	676	20,775	13,094	153,926	144	550
平成29年度	278	13,194	39,773	131,753	702	19,635	13,896	151,388	143	545
平成30年度	270	13,914	36,865	127,960	731	17,856	14,645	145,816	137	540

	開館日数	本 館			移動図書館		登録者数	貸出点数	1日当たりの来館者数	1日当たりの貸出数
		登録者数	来館者数	貸出点数	登録者数	貸出点数	計	計		
令和元年度	264	14,545	34,744	116,922	745	17,649	15,290	134,571	132	510
令和2年度	254	15,861	28,876	109,246	-	-	15,861	109,246	114	430
令和3年度	279	16,509	34,414	127,569	-	-	16,509	127,569	123	457
令和4年度	280	17,087	31,119	119,212	-	-	17,087	119,212	111	426
令和5年度	277	17,524	28,628	113,484	-	-	17,524	113,484	103	410
令和6年度	281	17,993	29,326	112,868	-	-	17,993	112,868	104	402
令和7年度	241	18,365	25,733	91,844	-	-	18,365	91,844	107	381

※登録者数、貸出点数は団体分を含む。

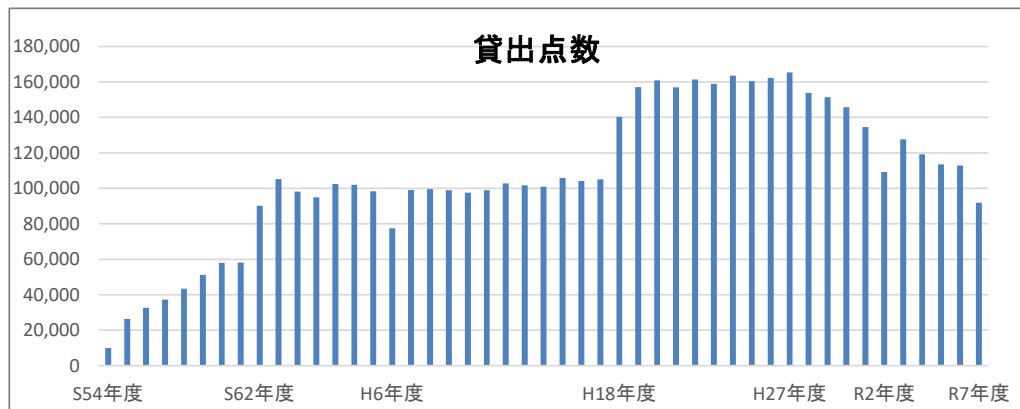
※平成19年3月～システム導入。平成25年10月～クラウド型のシステムとなる。

※登録者数は全登録者の人数。ただし、平成18年度以前は1年間の実利用者数。

※平成19年度～平成21年度は、登録者数、来館者数のデータ不明。

～貸出に影響する主な出来事～

- ・ S54年9月、開館
- ・ S62年10月、移動図書館運行開始
- ・ H6年7月、移転 3ヶ月間休館
- ・ H18年4月、移転
- ・ H19年4月、電算化
- ・ R2年2月末、移動図書館の廃止
- ・ R2年3～5月、新型コロナウイルスの影響で臨時休館
- ・ R8年1月30日～4月24日、新図書館への移転のため休館



5. 令和7年度 活動報告

(1) 館内活動

① 企画展示

・月間展示

4月	嘘つきの書架
5月	農・山・村と暮らす
6月	男女共同参画社会 (市総務課じんけん係&男女共同参画センター・ソーレ共同企画)
7月	これが、大阪
8月	戦後80年 今、平和について考える
9月	認知症を知ろう (市長寿支援課・包括支援センター協力、高知県立図書館資料提供)
10月	芸術に浸る秋
11月	図書館の世界
12月	多文化共生社会を生きる～違いを知って、その先へ～
1月	私を借りてください～未利用本救済&県内でここだけ!!の本～
2月	休館のため休止
3月	休館のため休止

・隔週展示 21回

「理想の図書館」「緑を楽しむ」「米を考える」「なりたい自分に近づく」「星空を眺めて」
「Coffee break」「特別な日のごちそう」「馬が駆ける」「運気を上げる」「手仕事」など

・ミニ展示、随時展示など 17回

「切り絵 切り紙」「高知の遺跡」「安野光雅の世界(県立美術館)」「演じる人々」「追悼 西澤保彦」「ヨシタケシンスケ(県立美術館)」など

・絵本のテーマ展示 17回

「やなせたかし」、「あめ あめ あめ」、「みずのいきもの」、「おじいちゃん おばあちゃん」「お月見」「ひっこし」など



② イベント

・第17回 図書館まつり

〈開催日時〉令和7年11月1日(土)～11月2日(日)

〈来館者数〉延べ405人

〈内 容〉本太くんを探せ!、しおり作り&ぬりえコーナー、ありがとうの花束、パネル展示「図書館のこれまでとこれから」、スペシャルおはなし会

③ 定例行事

名称／開催日時	開催回数	参加者数	内 容
土曜のおはなし会 毎週土曜日 10:15～10:45	38回	のべ 244人	絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング など (3歳以上対象)
あかちゃんのへや 毎月第2木曜日 10:30～10:50	9回	のべ 43人	赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうた など (乳幼児と保護者対象)

④ その他の行事

名称／開催日時	参加者	内 容
こわ～いおはなしの会 8/16(土)	32人	こわいおはなし (絵本・紙芝居)
クリスマスおはなし会 12/13(土)	22人	クリスマス向けのおはなし等 (絵本・紙芝居)とハンドベル作り

(2) 館外活動

名称／開催日時	参加者数	備 考
ブックスタート事業 ¹ (南国市保健福祉センター)	243組	10カ月児健診時に実施
出張おはなし会 8/7(木) 大篠小学校ひまわり第3学童クラブ	子ども27名 大人5名	おはなし会(こわい話、平和学習)(絵本、紙芝居など)
出張おはなし会 8/21(木) キンダーガーデンおおしの	子ども7名 大人7名	おはなし会(0,1歳児対象) (手遊び、絵本、紙芝居など)

¹ ブックスタート事業…健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。当館では10カ月児健診の際に、絵本、布製のブックスタートバッグ、図書館利用案内などを1セットにしてプレゼントしている。

出張おはなし会 11/19(水) キンダーガーデンおおしの	子ども6名 大人6名	おはなし会(0,1歳児対象) (手遊び、絵本、紙芝居など)
出張おはなし会 1/22(木) キンダーガーデンおおしの	子ども9名 大人9名	おはなし会(0,1歳児対象) (手遊び、絵本、紙芝居など)

(3) 講師派遣

- ・令和7年度 実施無し

(4) 会議開催、研修会参加等

① 会議

- ・南国市立図書館協議会 10/8
- ・南国市子ども読書活動推進委員会 11/19
- ・高知県図書館協会総会 6/4
- ・高知県公共図書館等連絡協議会総会 6/4

② 高知県図書館協会主催事業参加

- ・ブロック別研修会 前期(アメリカの公共図書館のいま～「自由の国」のアイデアを図書館活動のヒントに!) 6/23 1名 6/30 4名参加
- ・ブロック別研修会 後期(バリアフリーサービス実践編) 2/16 2名 3/16 2名参加
- ・第53回高知県図書館大会(全国公共図書館研究集会) 10/16 3名参加

③ 高知県立図書館主催事業参加

- ・図書館サービス研修(初任者編・総合) 5/9 1名参加
- ・図書館サービス研修(初任者編・児童サービス) 7/17 1名参加
- ・図書館サービス研修(中堅研修) 3/12 3名参加
- ・図書館サービス研修(専門研修) 1/20 参加なし
- ・自治体職員図書館担当者研修 7/4 1名参加

④ その他

- ・障害者サービス担当職員養成講座(日本図書館協会)動画研修 6/5～6 1名
- ・オーテピア高知図書館 児童図書選定支援コーナーの利用 2/19
- ・オーテピア高知図書館 ストーリーテリング勉強会への参加 なし
- ・第22回県内図書館関係者の集い 3/2 4名参加
- ・令和7年度レファレンスサービス研修(国立国会図書館主催) 2/6 3名
- ・「読書のバリアフリーをすすめるために」(伊藤忠記念財団)動画研修 6/22 4名

(4) 広報活動

- ・図書館だより「としょかん」毎月1日発行 No.208～219
- ・図書館ホームページによる情報発信
- ・図書館X(旧ツイッター)による情報発信
- ・市広報「なんこく」への記事掲載

(5) その他の活動

① 本が身近にある環境を整える活動

- ・学童クラブ、児童館への図書セット配本 毎月1回、18施設
※新図書館への移転休館のため、11月まで配本実施(12月は回収のみ)。
- ・出張図書館(モデル事業)、毎月1回、十市高齢者多世代交流プラザ
令和7年度 利用実績 延べ71人、272冊貸出
※新図書館への移転休館のため、1月まで実施(1月は回収のみ)。

② 保育学校支援図書貸出事業

- ・授業や保育などに活用する図書を選定し、配本と回収を行う。
令和7年度 申込15件(272冊)

③ 図書館への理解を深めてもらう活動

- ・図書館見学の受け入れ
大篠小学校2年の生活科学習インタビュー 10/29 11/20
- ・職場体験の受け入れ
鳶ヶ池中学校 2名 4/23～4/25
北陵中学校 2名 9/11～9/12

④ 関係機関や組織との連携・協力

- ・高知農業高校生徒による読み聞かせ
11/2 図書館まつりのスペシャルおはなし会にて
- ・企画展示の連携実施
「男女共同参画社会」市総務課じんけん係&男女共同参画センター・ソーレ
「認知症を知ろう」市長寿支援課・包括支援センター協力

⑤ 読書バリアフリーサービス(令和6年10月～開始)

- ・障害や高齢、病気などにより本や雑誌などの読書が困難な方に対するサービスとして、バリアフリーコーナーを設けて、点字資料や大活字本、LLブック、さわる絵本などの資料を提供。

・令和6年10月からは、読書バリアフリーサービスとして、サピエ図書館²を活用し、耳で本を楽しむ「声の本」として録音図書や録音図書再生機の貸し出し等を実施。

項 目	点数、人数(令和7年度末)
バリアフリー資料点数	202点
大活字本資料点数	755点
読書バリアフリーサービス利用登録者数	2名

⑥ 図書館ボランティアの受入

- ・令和7年度から、新たな図書館ボランティア制度により活動を開始。
- ・通常運営における返本・書架整理、除草活動のほか、新図書館移転に向け、書庫にある絵本のクリーニングや、本の装備・修理研修を実施。
- ・布絵本の会ちくちくさんには布絵本のキットを購入して活動支援を実施。

項 目	回数・人数
ボランティア登録者数	31名
ボランティア活動回数	延べ 431回
ボランティア活動回数 内訳	
返本・書架整理	384回
書庫絵本クリーニング	20回
イベント手伝い	7回
布絵本の会ちくちく	18回
本の装備・修理研修	2回(9名)

² サピエ図書館…視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方に対して点字、音声データなどで様々な情報を提供するネットワーク「サピエ」(全国視覚障害者情報提供施設協会)のメインサービス。点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース。

6. 令和8年度 活動計画

(1) 館内活動

① 企画展示

新図書館の各所のスペースを活用し、話題となっている事柄や季節の行事などについて展示を行い、情報発信と資料提供を行う。

・一般展示 ・隔週展示 ・児童展示 ・絵本展示 ほか

② イベント

新図書館の集会室やフロアを活用し、以前から行っていた図書館まつりのほか、夏休み、冬休みなどには、季節に応じた行事、イベントを企画し開催する。

③ 定例行事（児童向け）

小さなころから本やおはなしに親しむ機会を提供する。

- ・土曜日のおはなし会（3歳児以上対象）… 毎週1回
- ・あかちゃんのへやおはなし会（乳児対象）… 毎月1回

(2) 館外活動

① ブックスタート事業

南国市保健福祉センターで実施されている乳幼児10カ月健診に合わせて、絵本の読み聞かせをするとともに、布製バッグ等とセットにしてプレゼントする。

② 出張おはなし会

未就学児童施設や小学校等の各機関と連携し、出張おはなし会をはじめ、図書館に親しんでもらえるような活動を行う。

(3) 会議開催、研修会参加等

- ・図書館協議会の開催 … 年2回程度
- ・南国市子ども読書活動推進委員会の開催 … 年1回程度
- ・研修会等への参加 … 随時

(4) 広報活動

図書館だより「としょかん」の発行、南国市広報誌「広報なんこく」への記事掲載、SNSでの発信等を通じて、図書館サービスの周知を図る。

(5) その他の活動

① 本が身近にある環境を整える活動

- ・学童クラブ、児童館へ毎月1回、配本を行う。（令和8年6月から実施予定）
- ・十市高齢者多世代交流プラザに毎月1回出張し、サービスを提供する。
（令和8年5月から実施予定）

② 保育学校支援図書貸出事業

- ・未就学児童施設や学校で活用する資料を貸出する。配本と回収を図書館が行うことで、施設や学校職員の負担軽減を図る。
- ・施設や学校に「職員向け図書館利用ガイド」を配布、説明

③ 図書館見学、職場体験学習の受け入れ

- ・図書館見学の受入れにより、子ども時代から図書館に親しみ、図書館の活用方法が身に付けられるよう促す。
- ・職場体験学習の受入れにより、各学校と連携して生徒の社会体験に寄与するとともに、分類や排架（配架）²など、図書館の決まりや活用方法なども伝えていく。

④ 読書バリアフリーサービスの提供

- ・バリアフリー資料の充実や読書バリアフリーサービスの提供を引き続き行う。
- ・旧図書館で実施できていなかったタブレットの貸出体制を整えて、サービスの充実を図る。

⑤ 図書館ボランティアの募集と活動

図書館運営や活動を市民と協働して行うことを目指し、引き続き様々な活動メニューで図書館ボランティアを募集し、活動を行う。

ほか

² 分類や排架（配架）…図書館では日本十進分類法に基づいて資料を分類しており、排架（配架）とは、分類に従って資料を本棚に並べおくこと。

7. 令和7年度決算および令和8年度予算

(1) 令和7年度決算

款 2 項 1 目 6 公用車管理費

(単位：円)

節区分	当初予算額	補正・流用額	決算額	摘 要
10 需用費	76,000	0	46,713	公用車修繕費、燃料費
17 備品購入費	0	1,200,000	894,081	公用車購入費
合 計	76,000	1,200,000	940,794	

款 10 項 5 目 5 図書館費

(単位：円)

節区分	当初予算額	補正・流用額	決算額	摘 要
1 報酬	14,132,000	1,642,000	15,661,220	会計年度任用職員報酬等
3 職員手当等	5,263,000	408,000	5,434,821	会計年度任用職員手当
7 講師謝金	20,000	0	0	
8 旅費	10,000	0	0	研修旅費
10 需用費	13,173,000	0	13,316,402	光熱水費、消耗品費、修繕費等
うち資料費	10,075,000	0	10,051,825	資料費（図書、雑誌等）
11 役務費	406,000	0	354,470	電話料、郵便料等
12 委託料	804,000	73,000	868,252	施設管理に係る委託料等
13 使用料及び賃借料	5,301,000	0	5,288,912	図書館システム使用料等
18 負担金、補助及び交付金	64,000	0	64,000	日本図書館協会負担金等
合 計	39,173,000	2,123,000	40,988,077	

(2) 令和8年度予算

款 2 項 1 目 6 公用車管理費

(単位：円)

節区分	当初予算額	前年度	比較	摘 要
10 需用費	171,000	76,000	95,000	公用車修繕費、燃料費、車検費用
合 計	171,000	76,000	95,000	

款 10 項 5 目 5 図書館費

(単位：円)

節区分	当初予算額	前年度	比較	摘 要
1 報酬	21,343,000	14,132,000	7,211,000	会計年度任用職員報酬等
3 職員手当等	8,232,000	5,263,000	2,969,000	会計年度任用職員手当
7 報償費	20,000	20,000	0	講師謝金
8 旅費	10,000	10,000	0	研修旅費
10 需用費	16,570,000	13,173,000	3,397,000	光熱水費、消耗品費、修繕費等
うち資料費	8,500,000	10,075,000	-1,575,000	資料費（図書、雑誌等）
11 役務費	440,000	406,000	34,000	電話料、郵便料等
12 委託料	7,832,000	804,000	7,028,000	施設管理に係る委託料等
13 使用料及び賃借料	7,429,000	5,301,000	2,128,000	図書館システム使用料等
18 負担金、補助及び交付金	72,000	64,000	8,000	日本図書館協会負担金等
合 計	61,948,000	39,173,000	22,775,000	

○南国市立図書館設置条例

令和7年12月24日

南国市条例第32号

(設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、市民の交流と成長の場として、市民社会の発展に寄与することを目的として、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南国市立図書館

位置 南国市駅前町三丁目1番2号

2 南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の名称とは別に、図書館の通称を定めることができる。

3 教育委員会は、前項の規定により通称を定めたときは、その旨を告示しなければならない。通称を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(基準)

第3条 図書館の設置及び運営の基準は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第7条の2の規定により定められる図書館の設置及び運営上望ましい基準に準ずるものとする。

(奉仕)

第4条 図書館は、法第3条各号に掲げる図書館奉仕を行う。

(管理)

第5条 図書館の管理は、教育委員会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

3 前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、図書館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 図書館及びその設備の維持管理に関する業務

(2) 法第3条に掲げる各種図書館事業の計画及び実施

(3) 図書館に係る使用の許可に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に掲げる目的（以下「設置目的」という。）を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条第3項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に前条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）に係る事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 前条の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による図書館の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が図書館の効用を最大限発揮させるとともに、指定管理業務に係る経費の縮減を図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った指定管理業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 事業計画書による指定管理業務の実施により、設置目的を達成することができるものであること。

(5) 設置目的を理解し、南国市との連携が十分に図られるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの期間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 指定管理業務の実施状況及び図書館の利用状況

(2) 指定管理業務に係る経費等の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による図書館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償責任を負わない。

(秘密保持の義務)

第12条 指定管理者及び指定管理業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は指定管理業務に従事している者がその職を退いた後も、同様とする。

(利用の制限)

第13条 教育委員会（第5条第2項の規定により指定管理者にその管理を行わせている場合は、指定管理者。以下「教育委員会等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館の利用者の当該利用を制限し、又は次条第1項の規定による図書館の集会室の使用の許可を行わないものとする。

(1) 利用（次条第1項の規定による使用の許可を受けて行う図書館の集会室の使用を含む。第3号及び第5号において同じ。）の内容が専ら営利を目的とするものである等設置目的に反すると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認められるとき。

(4) 図書館の管理上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、図書館を利用させることが不適當であると認められるとき。

(使用の申請及び許可)

第14条 図書館の集会室を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会等の許可を受けなければならない。

2 教育委員会等は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 前2項の規定は、第1項の許可を受けた事項の変更をしようとする場合において準用する。

(目的外使用の禁止等)

第15条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の使用をしてはならない。

2 使用者は、許可を受けた使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

3 使用者は、図書館の集会室の使用に当たっては、図書館の秩序を損なうことのないよう配慮しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第16条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館の集会室の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 第13条各号の規定に該当したとき。

(2) 使用者が第14条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 使用者が前条の規定に違反したとき。

(4) 南国市選挙管理委員会が選挙の投票所として使用する時。

(5) 南国市が災害時の避難所等として使用する時。

(6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会等はその賠償責任を負わない。

(使用料)

第17条 使用者は、図書館の集会室を使用する場合は、1時間当たり1,600円（消費税及び地方消費税を含む。）の使用料（空調設備使用料を含む。）を納入しなければならない。

2 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第18条 教育委員会は、公共的又は公益的な目的で図書館の集会室を使用するときその他特別の事情があると認めるときは、前条第1項の使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 前項の規定による使用料の減免の割合その他減免に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理しなくなった図書館及びその設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終了したとき、又は第16条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられ使用できなくなったときは、その使用した図書館の集会室を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者又は図書館の利用者（使用者を含む。）は、図書館又はその設備等を故意若しくは過失により損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従ってその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第21条 図書館に館長及び司書のほか、次の事務職員を置くことができる。

(1) 司書補

(2) その他の職員

(職務)

第22条 館長は、図書館全体の事務を掌理し、所属の職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

2 司書は、館長の監督を受けて担任の事務を掌る。

- 3 司書補は、上司の命を受けて司書の職務を補佐する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受けて図書館の事務に従事する。

(図書館協議会)

第23条 図書館の民主的な運営を図り、市民による図書館づくりを期するため、図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会を置く。

2 図書館協議会は、法第14条第2項の規定により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

3 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。

5 委員に欠員を生じたときは、随時に補充することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 図書館協議会に、委員の互選によって、委員長及び副委員長各1名を置く。

7 委員長は、議事を整理し、秩序を保持する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(委員の報酬等)

第24条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和34年南国市条例第39号）の別表のその他の委員の規定を準用する。

(市の出版物の提供)

第25条 市は、市において発行する出版物及び資料を、図書館の求めに応じ、無償提供するものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行のための手続その他必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月25日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の南国市立図書館設置条例第2条第2項に規定する図書館の通称の決定、同条例第5条第2項に規定する指定管理者の指定の手続並びに同条例第14条の規定による使用の申請及び許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 8 年度南国市立図書館要覧
令和 8 年 5 月

編集・発行

南国市立図書館

〒783-0002 高知県南国市駅前町 3 丁目 1-2

TEL 088-863-0469 FAX 088-863-0220